

地方税法 第 348 条 固定資産税の非課税の範囲

市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に対しては、固定資産税を課することができない。

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一 国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産

一の二 皇室経済法第 7 条に規定する皇位とともに伝わるべき由緒ある物である固定資産

・

・略・・・

・

三 宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第 3 条に規定する境内建物及び境内地（旧宗教法人令の規定による宗教法人のこれに相当する建物、工作物及び土地を含む。）

・

・略・・・

・

地方税法

昭和 25 年法律第 226 号

地方税について、地方公共団体の課税権を定め、都道府県及び市区町村の税目や法定外普通税、地方税の賦課、徴収の手續等を定めた法律である。